

報 告 第 2 4 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり  
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年12月5日提出

新居浜市長 石川 勝 行

訴訟上の和解について

⑤

処 分 書

専 決 第 1 1 号

訴訟上の和解について

地代増額請求事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年10月2日

新居浜市長 石川 勝行

- 1 事 件 名 地代増額請求事件（松山地方裁判所西条支部令和3年（ワ）第18号）
- 2 当 事 者
  - （1）原 告 （省 略）
  - （2）被 告 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝行）
- 3 訴 え の 概 要

別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）について、令和2年12月に被告が示した地代の年額141万273円は、憲法第29条第3項の正当な補償といえるものではないとして、（省 略）は被告に対し、地代の年額を604万6,544円とする増額請求を行い、新居浜簡易裁判所に調停を申し立てたが、調停不成立となった。

上記理由から、（省 略）は、同人と被告との間の本件土地に係る賃貸借契約の地

代の年額は、令和3年1月1日以降、604万6,544円であることをそれぞれ確認することを求めて訴えを提起した。

#### 4 和解条項

- (1) 原告は、被告に対し、本日（令和5年10月4日）、本件土地を、代金合計4,015万5,706円で売り、被告は、これを買受ける。
- (2) 被告は、原告に対し、前号の金員を、令和5年11月17日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、被告の負担とする。
- (3) 原告は、被告に対し、本件土地につき、令和5年11月17日限り、同年10月4日売買を原因とする所有権移転登記手続をする。この登記手続費用は、被告の負担とする。
- (4) 被告は、原告に対し、本件土地の令和5年度借地料につき、令和5年4月1日から同年10月3日までの分68万938円を令和5年11月17日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、被告の負担とする。
- (5) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (6) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

別紙

物 件 目 録

(省 略)